



ひとり親家庭等の支援について

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
平成30年4月

(目 次)

ひとり親家庭の主要統計データ等	3
ひとり親家庭等の自立支援策の体系	10
母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行について	11
平成26年度のひとり親家庭支援施策の見直しについて	12
「すくすくサポート・プロジェクト」（すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト）	14
I 子育て・生活支援	19
○ ひとり親家庭の子育て・生活支援関係の主な事業	20
1 母子・父子自立支援員による相談・支援	21
2 ひとり親家庭等日常生活支援事業	23
3 ひとり親家庭等生活向上事業	24
4 母子生活支援施設の概要	27
5 子育て短期支援事業	30
II 就業支援	31
○ ひとり親家庭の就業支援関係の主な事業	33
1 マザーズハローワーク事業	37
2 母子家庭等就業・自立支援事業	38
3 母子・父子自立支援プログラム策定事業	40
4 自立支援教育訓練給付金	41
5 高等職業訓練促進給付金	42
6 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	46
7 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	47
○ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援を図る優良企業等の表彰	48
III 養育費の確保	50
○ ひとり親家庭の養育費確保に関する取り組み	51
・ 養育費相談支援センター事業	53
・ 養育費等支援事業	61
・ 面会交流支援事業	62
IV 経済的支援	63
1 児童扶養手当制度の概要	64
2 母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の概要	71
V 平成30年度ひとり親家庭等自立支援関係予算の概要	79
【参考資料】	99

母子家庭・父子家庭の現状

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数 [推計値]	123.2万世帯 (123.8万世帯)	18.7万世帯 (22.3万世帯)
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 79.5% (80.8%) 死別 8.0% (7.5%)	離婚 75.6% (74.3%) 死別 19.0% (16.8%)
3 就業状況	81.8% (80.6%)	85.4% (91.3%)
就業者のうち 正規の職員・従業員	44.2% (39.4%)	68.2% (67.2%)
うち 自営業	3.4% (2.6%)	18.2% (15.6%)
うち パート・アルバイト等	43.8% (47.4%)	6.4% (8.0%)
4 平均年間収入 [母又は父自身の収入]	243万円 (223万円)	420万円 (380万円)
5 平均年間就労収入 [母又は父自身の就労収入]	200万円 (181万円)	398万円 (360万円)
6 平均年間収入 [同居親族を含む世帯全員の収入]	348万円 (291万円)	573万円 (455万円)

出典：平成28年度全国ひとり親世帯等調査

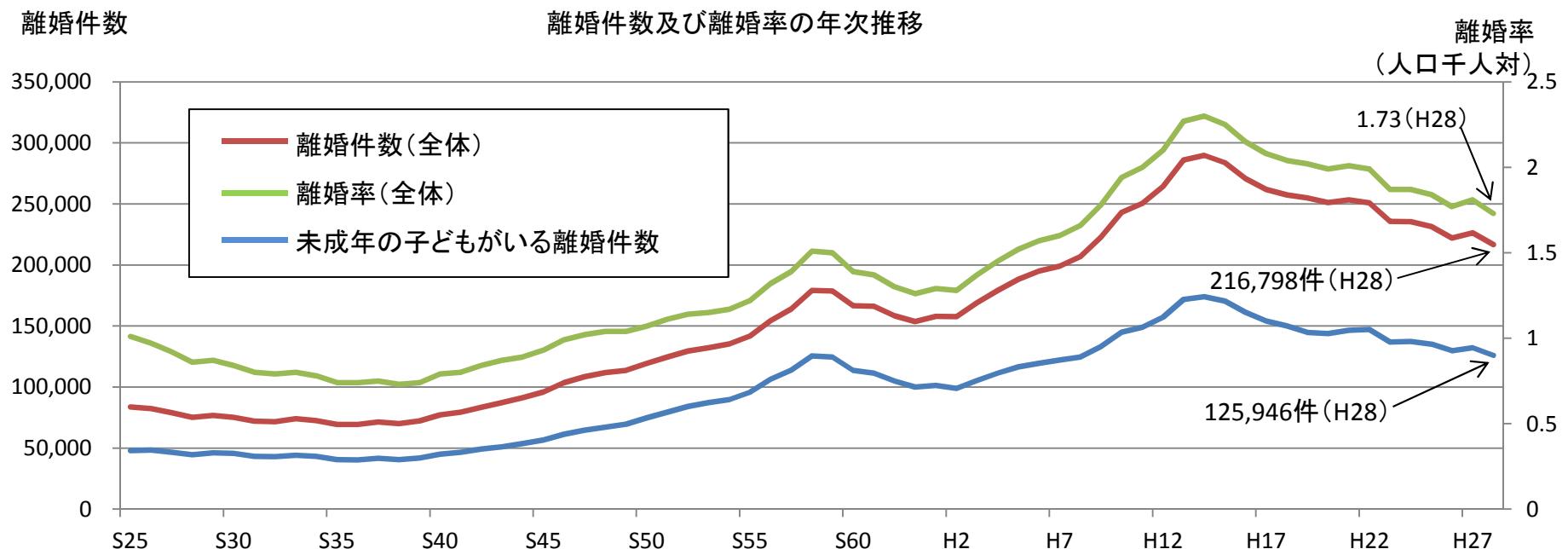
※ () 内の値は、前回(平成23年度)調査結果を表している。

※「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成27年(平成22年)の1年間の収入。

※ 集計結果の構成割合については、原則として、「不詳」となる回答(無記入や誤記入等)がある場合は、分母となる総数に不詳数を含めて算出した値(比率)を表している。

母子家庭と父子家庭の現状

- 母子のみにより構成される母子世帯数は約75万世帯、父子のみにより構成される父子世帯数は約8万世帯
(平成27年国勢調査)
- 母子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯数は約123万世帯、父子世帯数は約19万世帯
(平成28年度全国ひとり親世帯等調査による推計)
- 児童扶養手当受給者数は100.6万人(平成28年度末時点、福祉行政報告例)
- 母子世帯になった理由は、離婚が79.5%と最も多く、次いで未婚の母8.7%、死別8.0%となっている。
父子世帯になった理由は、離婚が75.6%と最も多く、次いで死別が19.0%となっている。
※昭和58年では母子世帯で離婚約5割、死別約4割、父子世帯で離婚約5割、死別約4割
- 離婚件数は約21万7千件(平成28年人口動態統計(確定数))
従来、増加傾向にあったが、平成15年から概ね減少傾向。
うち、未成年の子どもがいる離婚件数は約12万6千件で、全体の58.1%となっている。
- 離婚率(人口千対)は1.73(2016)。韓国2.1(2016)、アメリカ3.1(2015)、フランス1.91(2013)、ドイツ2.05(2014)、
スウェーデン2.70(2014)、イギリス2.05(2011)より低く、イタリア0.86(2014)よりは高い水準。



【就労の状況】 (平成28年度全国ひとり親世帯等調査)

○母子家庭の81.8%、父子家庭の85.4%が就労

(海外のひとり親家庭の就業率)

アメリカ (66.4%)、イギリス (52.7%)、フランス (68.8%)、イタリア (71.6%)、
オランダ (74.2%)、ドイツ (64.9%)、日本 (85.9%) OECD平均 (66.5%)

(出典) OECD Family databaseより (2011年の数値。日本の数値は2007年)

○就労母子家庭のうち、「正規の職員・従業員」は44.2%、「パート・アルバイト等」は43.8% 就労父子家庭のうち、「正規の職員・従業員」は68.2%、「パート・アルバイト等」は6.4%

【収入の状況】 (平成28年度全国ひとり親世帯等調査)

○母子家庭の母自身の平均年収は243万円 (うち就労収入は200万円) 父子家庭の父自身の平均年収は420万円 (うち就労収入は398万円)

○生活保護を受給している母子世帯及び父子世帯はともに約1割

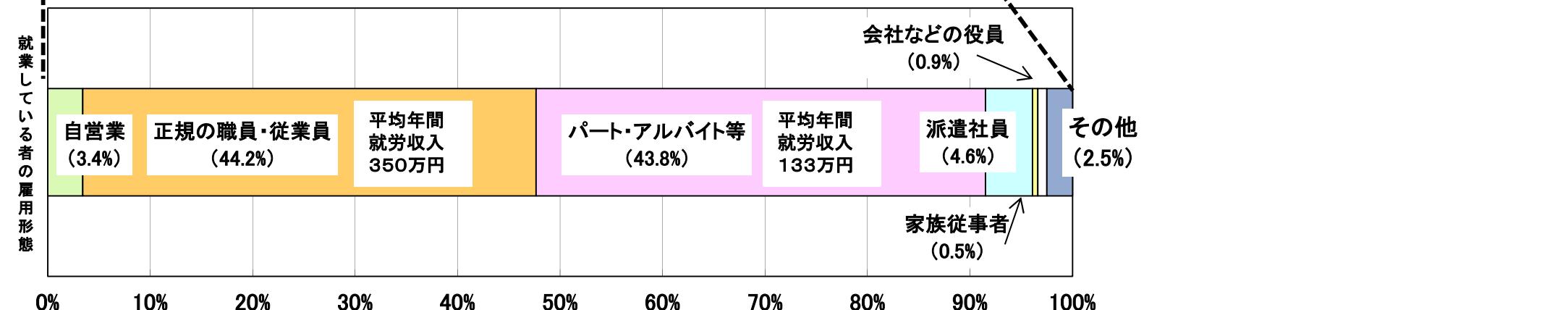
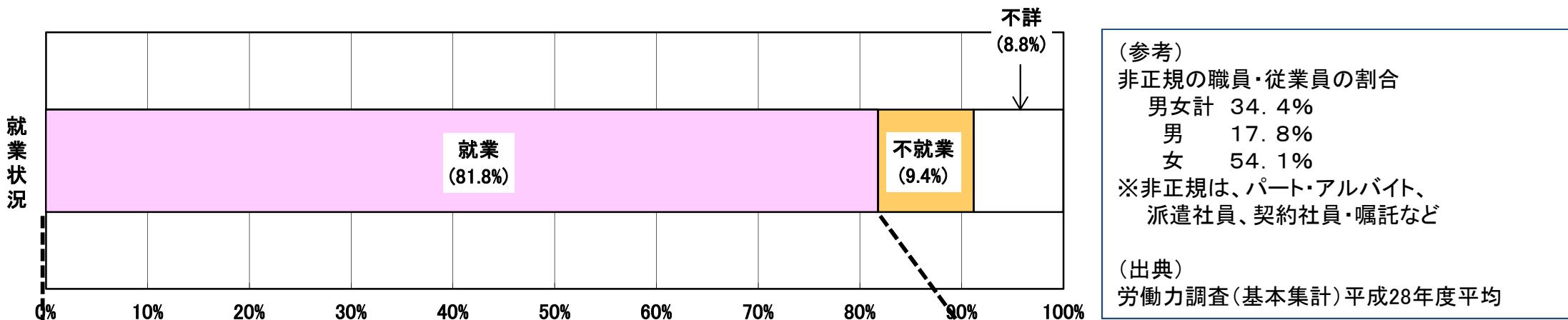
【養育費と面会交流の状況】 (平成28年度全国ひとり親世帯等調査)

(離婚母子家庭) (離婚父子家庭)

・養育費の取り決めをしている	: 42.9%	20.8%
・養育費を現在も受給している	: 24.3%	3.2%
・面会交流の取り決めをしている	: 24.1%	27.3%
・面会交流を現在も行っている	: 29.8%	45.5%

母子家庭の就業状況

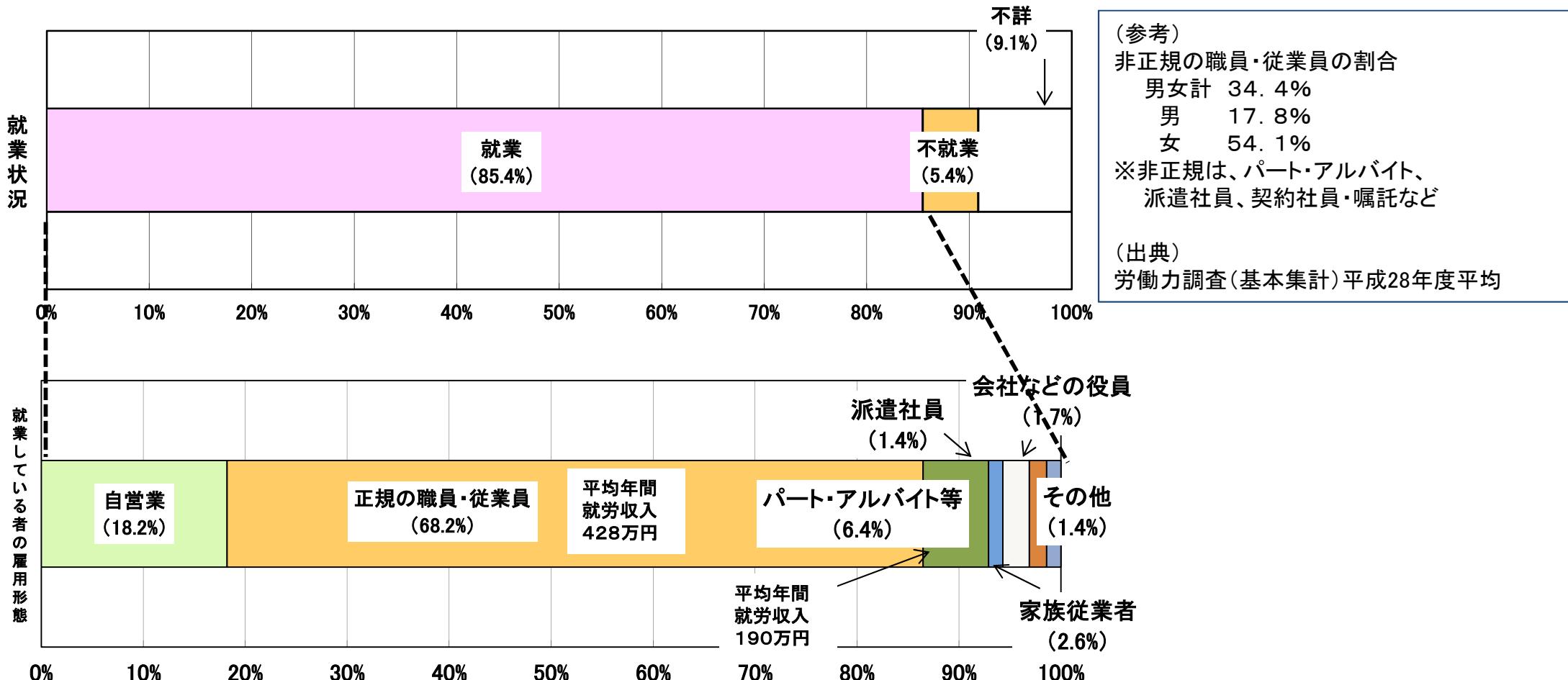
- 母子家庭の81.8%が就業。「正規の職員・従業員」が44.2%、「パート・アルバイト等」が43.8%（「派遣社員」を含むと48.4%）と、一般的の女性労働者と同様に非正規の割合が高い。
- より収入の高い就業を可能にするための支援が必要。



(出典) 平成28年度全国ひとり親世帯等調査

父子家庭の就業状況

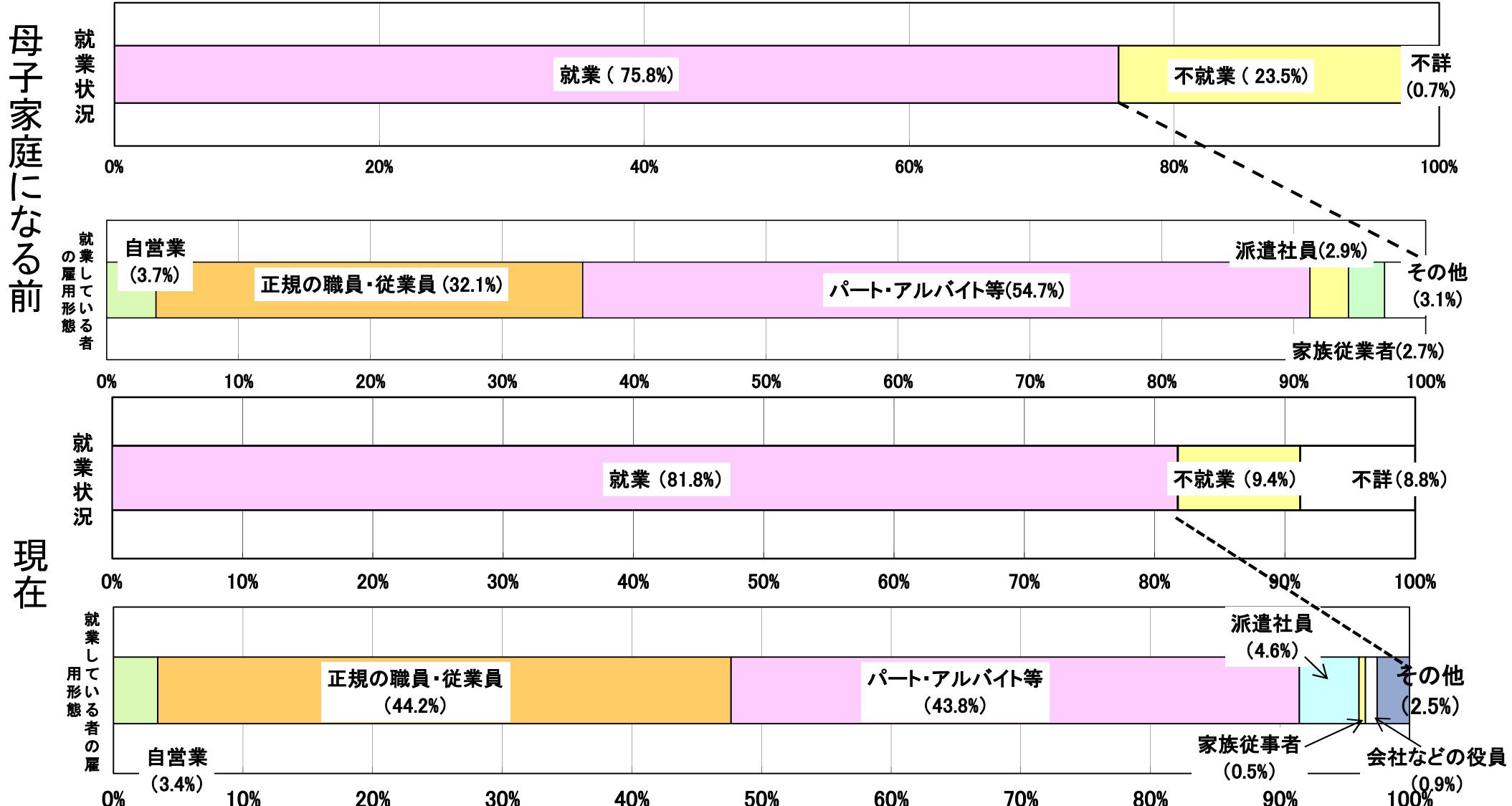
- 父子家庭の85.4%が就業。「正規の職員・従業員」が68.2%、「自営業」が18.2%、「パート・アルバイト等」が6.4%。
- 父子家庭の父の中にも就業が不安定な者があり、そのような者への就業の支援が必要。



（出典）平成28年度全国ひとり親世帯等調査

母子家庭になる前後の就業状況・雇用形態

- 母子家庭になる前の不就業は23.5%、現在では9.4%であり、14.1ポイント減。
- 母子家庭になる前の正規は32.1%、現在では44.2%であり、12.1ポイント増。
- 母子家庭になる前の非正規は57.6%、現在では48.4%であり、9.2ポイント減。



(出典)平成28年度全国ひとり親世帯等調査

母子家庭の現状（所得状況）

○母子世帯の総所得は年間270.3万円。「全世帯」の50%、「児童のいる世帯」の38%に留まる。（平成28年国民生活基礎調査）

○その大きな要因は「稼働所得」が少ないこと。稼働所得は「児童のいる世帯」の33%に留まる。

（参考）「子どもがいる現役世帯」（世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯）のうち、「大人が一人」の世帯員の貧困率は50.8%と、依然として高い水準となっている。

所得の種類別 1世帯当たり平均所得金額及び構成割合

	総所得	稼働所得	公的年金・恩給	財産所得	年金以外の社会保障給付金	仕送り・企業年金・個人年金：その他の所得
1世帯当たり平均所得金額（単位：万円）						
全世帯	545.8	403.7	104.3	18.4	6.3	13.1
児童のいる世帯	707.8	646.9	27.0	9.7	17.4	6.7
母子世帯	270.3	213.8	7.6	0.5	42.6	5.8
1世帯当たり平均所得金額の構成割合（単位：%）						
全世帯	100.0	74.0	19.1	3.4	1.2	2.4
児童のいる世帯	100.0	91.4	3.8	1.4	2.5	0.9
母子世帯	100.0	79.1	2.8	0.2	15.7	2.1

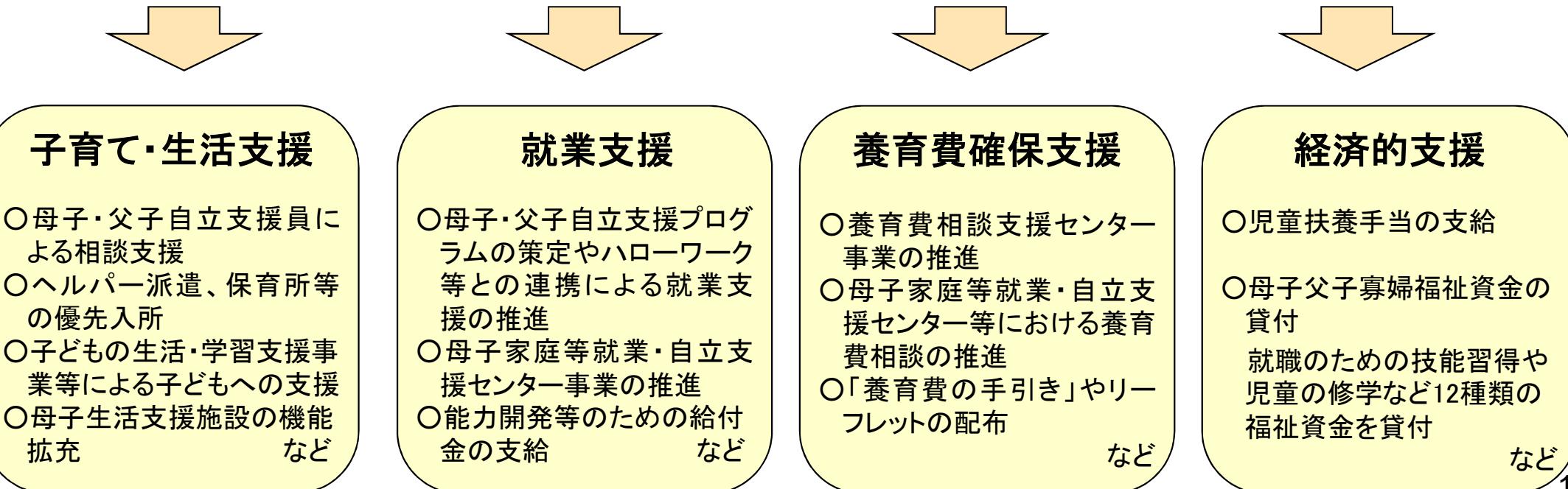
（出典）平成28年国民生活基礎調査

※上記の表における母子世帯は、死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない65歳未満の女（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯をいう。

ひとり親家庭等の自立支援策の体系

- 平成14年より「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化し、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。
- 平成24年に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が成立
- 平成26年の法改正(※)により、支援体制の充実、就業支援施策及び子育て・生活支援施策の強化、施策の周知の強化、父子家庭への支援の拡大、児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しを実施。（※母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法）
- 平成28年の児童扶養手当法の改正により、第2子、第3子以降加算額の最大倍増を実施。

自立促進計画（地方公共団体が国の基本方針を踏まえて策定）



母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行について

成立日 平成24年9月7日 施行日 平成25年3月1日

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法(平成24年法律第92号)を着実に実施するため、母子及び寡婦福祉法等に基づくひとり親家庭への就業支援とあわせて、以下の取組を実施。

項目	国で実施する事項	地方公共団体へ実施を要請する事項
母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実(第2条・第3条関係)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 母子及び父子並びに寡婦福祉法の基本方針を特別措置法の施行日(平成25年3月1日)に改正・適用すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県等で策定している母子及び父子並びに寡婦福祉法の自立促進計画について、今後、適時、改正後の基本方針を踏まえて改正すること。
母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の実施の状況の公表(第4条関係)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施策の実施状況について、毎年フォローアップを実施するとともに、年に一度厚生労働省ホームページにおいて公表すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施策の実施状況に関するフォローアップのため必要な実績の把握等に協力すること。
民間事業者に対する協力の要請(第5条関係)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 団体・事業者に対して母子家庭の母等の就業促進に向けた協力を要請すること。 ○ 国が非常勤職員等を公募する場合に、求人情報を都道府県等の母子家庭等就業・自立支援センターへ提供すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国に準じて左記の取組を行うこと。 (第7条関係)
母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力(第6条関係)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から物品・役務を調達するよう努めなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国に準じて左記の取組を行うこと。 (第7条関係) <p>※ 地方独立行政法人においても同様の措置を講ずる。(第7条第2項)</p>
財政上の措置(第8条関係)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。 	—

平成26年度のひとり親家庭支援施策の見直しについて

「中間まとめ※」で指摘された現状と課題

具体的な対応

支援施策全体の現状と課題

- ✓ 各家庭の課題を把握・整理し、適切な支援メニューにつなげる相談支援体制が不十分。
- ✓ 地域により支援メニューに、ばらつきあり。
- ✓ 支援施策が知られず、利用が低調。
- ✓ 経済的に厳しい父子家庭も存在。

個別の支援分野の現状と課題

① 就業支援

- ✓ 非正規雇用の者が多く、稼働所得が低い。
- ✓ 就業を希望しても就職できない者も多数。
- ✓ 就業・転職には資格取得が有効。
他方で、訓練と子育てとの両立が困難。

② 子育て・生活支援、子どもへの支援

- ✓ 就業・訓練と子育てとの両立が困難。
- ✓ 子どもへの影響(貧困の連鎖など)も懸念。

③ 養育費確保、④経済的支援

- ✓ 養育費等の取決め・履行は十分に進まず。
- ✓ 児童扶養手当の公的年金との併給制限の見直しや、母子福祉資金貸付の父子家庭への対象拡大が検討課題。

I. 相談支援体制の構築

《支援を必要とする家庭に必要な支援が届くよう相談支援体制を構築》

- 支援メニューを組み合わせて総合的・包括的な支援を行うワンストップの相談窓口の構築【予】
- 支援施策の広報啓発活動の強化【予・法】
- ニーズを踏まえた自治体での支援メニューの計画的整備【予・法】
- 父子家庭への支援の推進、施策の周知徹底【予・法】

II. 支援メニューの充実

《安定した雇用による就労自立を実現》

- ワンストップの相談窓口による関係機関と連携した就業支援【予】
- 就業支援関連事業等(就業支援講習会、相談関係職員の研修、自立支援プログラム策定等の拡充)の充実強化【予】
- 資格取得のための給付金の非課税化【税・法】

《就業等と子育ての両立及び子どもの健全育成を実現》

- 就職活動等の際の保育サービス(日常生活支援事業)の拡充等【予・法】
- 児童訪問援助員の派遣、学習支援ボランティア事業の拡充【予・法】

《養育費確保支援を推進、経済的支援の機能を強化》

- 養育費、面会交流に関する周知啓発、連携した相談体制【予】
- 児童扶養手当の公的年金との差額支給【予・法】
- 母子福祉資金貸付の父子家庭への対象拡大【予・法】

※1 社会保障審議会児童部会ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会 中間まとめ(平成25年8月)

※2 【 】内の「予」は平成26年度予算で確保したもの、「税」は平成26年度税制改正が認められたもの、「法」は法律改正事項となるもの。

平成26年度のひとり親家庭支援施策の見直しについて

ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、また、「子どもの貧困」対策にも資するよう、ひとり親家庭への支援施策を強化。

※ 平成22年の児童扶養手当法改正法附則の施行3年後の検討規定に基づく見直し。

母子及び寡婦福祉法の改正

1. ひとり親家庭への支援体制の充実

- 母子家庭等が地域の実情に応じた最も適切な支援を総合的に受けられるよう、①都道府県・市等による支援措置の計画的・積極的実施、周知、支援者の連携・調整、②母子・父子自立支援員(*3(2)参照)等の人材確保・資質向上、③関係機関による相互協力について規定。

2. ひとり親家庭への支援施策・周知の強化

(1) 就業支援の強化

高等職業訓練促進給付金等を法定化し、非課税化。※母子家庭の母等が就職に有利な資格を取得するために養成機関で修業する期間の生活を支援するための給付金。

(2) 子育て・生活支援の強化

保育所入所に加え、放課後児童健全育成事業等の利用に関する配慮規定を追加。

子どもへの相談・学習支援、ひとり親同士の情報交換支援等に係る予算事業を「生活向上事業」として法定化。

(3) 施策の周知の強化

就業支援事業、生活向上事業に支援施策に関する情報提供の業務を規定。

3. 父子家庭への支援の拡大

- (1) 法律名を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称。父子家庭への福祉の措置に関する章を創設。

- (2) 母子福祉資金貸付等の支援施策の対象を父子家庭にも拡大するほか、母子自立支援員、母子福祉団体等や基本方針、自立促進計画の規定に父子家庭も対象として追加し、名称を「母子・父子自立支援員」、「母子・父子福祉団体」等に改称。

児童扶養手当法の改正

4. 児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直し

- 公的年金等を受給できる場合の併給制限を見直し、年金額が手当額を下回るときはその差額分の手当を支給。

施行期日

- (1) 1~3については、平成26年10月1日に施行。
- (2) 4については、平成26年12月1日に施行(平成27年4月から支払い)。

「すくすくサポート・プロジェクト」(すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト) (注)

(平成27年12月21日「子どもの貧困対策会議」決定)

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、自立支援の充実が課題。
- 児童虐待の相談対応件数は増加の一途。複雑・困難なケースも増加。

平成27年8月28日 ひとり親家庭・多子世帯等自立支援策及び児童虐待防止対策の「施策の方向性」をとりまとめ
→年末を目途に財源確保も含めた政策パッケージを策定

すくすくサポート・プロジェクト

I ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト

- 就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実
- 具体的には、ひとり親家庭が孤立せず**支援につながる仕組み**を整えつつ、**生活、学び、仕事、住まいを支援**するとともに、ひとり親家庭を**社会全体で応援**する仕組みを構築

【主な内容】

- ◇自治体の窓口のワンストップ化の推進
- ◇子どもの居場所づくりや学習支援の充実
- ◇親の資格取得の支援の充実
- ◇児童扶養手当の機能の充実 など

II 児童虐待防止対策強化プロジェクト

- 児童虐待について、**発生予防**から**発生時の迅速・的確な対応**、**自立支援**まで、一連の対策を更に強化。

【主な内容】

- ◇子育て世代包括支援センターの全国展開
- ◇児童相談所体制強化プラン（仮称）の策定
- ◇里親委託等の家庭的養護の推進
- ◇退所児童等のアフターケア など

平成28年通常国会において、児童扶養手当法改正法及び児童福祉法等改正法が成立。

引き続き、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭の支援策を着実に実施する。

※施策の実施に当たっては、官・民のパートナーシップを構築し民間の創意工夫を積極的に活用。

※行政が未だ実施していない事業を民間投資によって行い、行政がその成果に対する対価を支払うといった手法等の先駆的な取組も幅広く参考。

(注) 「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」の愛称を「すくすくサポート・プロジェクト」と決定（平成28年2月23日）

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（課題と対応）

現状・課題

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向
- これらの方の自立のためには、
 - ・支援が必要な方に行政のサービスを十分に行き届けること
 - ・複数の困難な事情を抱えている方が多いため一人一人に寄り添った支援の実施
 - ・ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援の実施
 - ・安定した就労による自立の実現
- が必要。

- 昭和63年から平成23年の25年間で母子世帯は1.5倍、父子世帯は1.3倍（母子世帯84.9万世帯→123.8万世帯、父子世帯17.3万世帯→22.3万世帯）
- 母子世帯の80.6%が就業しており、そのうち47.4%はパート、アルバイト等
- 母子世帯の平均年間就労収入（母自身の就労収入）は181万円、平均年間収入（母自身の収入）は223万円

対応

就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実。

① 支援につながる

- ◆自治体窓口のワンストップ化の推進

② 生活を応援

- ◆子どもの居場所づくり
- ◆児童扶養手当の機能の充実
- ◆養育費の確保支援
- ◆母子父子寡婦福祉資金の見直し
- ◆多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減

③ 学びを応援

- ◆教育費負担の軽減
- ◆子供の学習支援の充実
- ◆学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応

④ 仕事を応援

- ◆就職に有利な資格の取得促進
- ◆ひとり親家庭の親の就労支援
- ◆ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進
- ◆非正規雇用労働者の育児休業取得促進

⑤ 住まいを応援

- ◆ひとり親家庭等に対する住居確保の支援

⑥ 社会全体で応援

- ◆「子供の未来応援国民運動」の推進
- ◆子供の未来応援地域ネットワーク形成支援

平成28年通常国会において
児童扶養手当法改正法が成立

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（全体像）

支援につながる

自治体窓口ワンストップ化の推進

- ワンストップ相談体制整備
- 窓口の愛称・ロゴマークの設定
- 相談窓口への誘導強化
- 携帯メールによる双方型支援
- 集中相談体制の整備 等

生活を応援

1 子どもの居場所づくり

- 放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援等を行う居場所づくりの実施

2 児童扶養手当の機能の充実

- 第2子・第3子加算額を倍増

3 養育費の確保支援

- 地方自治体での弁護士による養育費相談
- 離婚届書等の交付時に養育費の合意書ひな形も同時交付
- 財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正の検討 等

4 母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直し

- 利率の引き下げ

5 保育所等利用における負担軽減

- 年収約360万円未満の世帯の保育料負担軽減

学びを応援

1 教育費の負担軽減の推進

- 幼児教育無償化へ向けた取組の段階的推進
- 高校生等奨学給付金事業の充実
- 大学等奨学金事業の充実 等

2 子供の学習支援の充実

- 高等学校卒業認定試験合格事業の対象追加
- 生活困窮世帯等の子どもの学習支援の充実
- 地域未来塾の拡充
- 官民協働学習支援プラットフォームの構築 等

3 学校をプラットフォームとした子供やその家族が抱える問題への対応

- SSWの配置拡充
- 訪問型家庭教育支援の推進 等

社会全体で応援

1 子供の未来応援国民運動の推進

- 支援情報ポータルサイトの準備 等

2 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援

- 「地域応援子供の未来応援交付金」創設

仕事を応援

1 就職に有利な資格の取得の促進

- 高等職業訓練促進給付金の充実
- 高等職業訓練促進資金貸付事業創設
- 自立支援教育訓練給付金の充実 等

2 ひとり親家庭の就労支援

- 出張ハローワークの実施
- マザーズハローワークでの支援
- 企業への助成金の活用・拡充 等

3 ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進

- 求職者支援訓練における託児サービス支援付き訓練コース等の創設
- 職業訓練におけるeラーニング
- ジョブ・カードを活用した雇用型訓練の推進 等

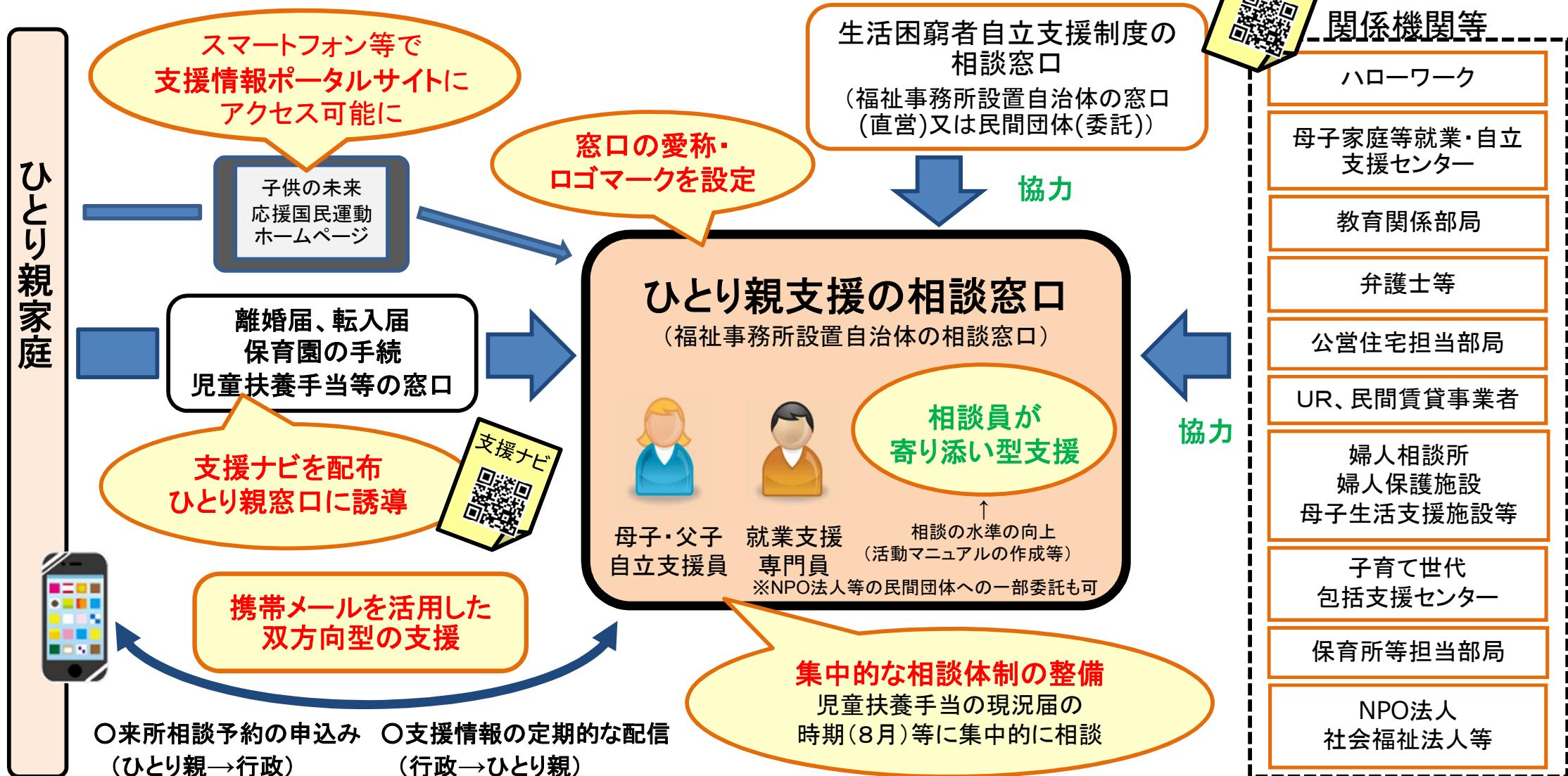
住まいを応援

ひとり親家庭等に対する住居確保支援

- 公的賃貸住宅等における居住の安定の確保
- ひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用の促進
- 生活困窮者に対する住居確保給付金の支給
- 新たな生活場所を求めるひとり親家庭等に対する支援 等

自治体の窓口のワンストップ化の推進

支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口に確実につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導の強化を行いつつ、ひとり親家庭の相談窓口において、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備



※平成27年度補正予算で相談窓口の充実等に必要な備品購入等を補助。

「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」

愛称・ロゴマーク

困難な状況にある親を含め、誰から見てもわかりやすく、相談に行けば支援につながるという共通イメージにより、支援を必要とするひとり親家庭等に対する支援に確実につなげていくことができるよう、プロジェクトの愛称・ロゴマークを、以下のとおり定めた。

通称

親とこどもたち一人ひとりのための
「子どもの成長支援プロジェクト」

愛称

親とこどもたち一人ひとりのための
「すぐすぐサポート・プロジェクト」
(略称: **すぐサポ**)

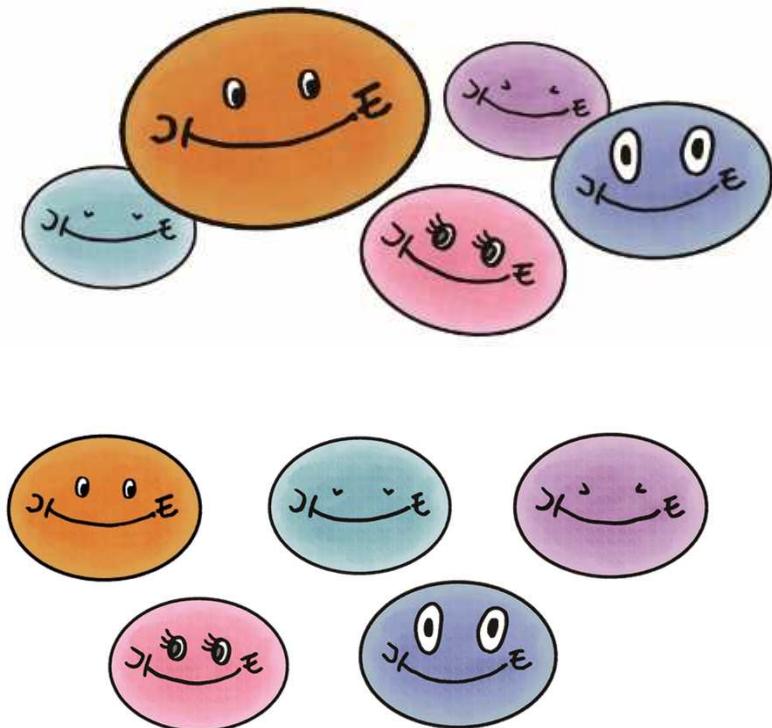
相談窓口名

親とこどもの住む 暮らす 学ぶ 働くを総合支援
「こどもすぐすぐスクエア」

相談員名

気づく 寄りそう つなげていく
「こどもすぐすぐサポーター」

ロゴマーク



※複数のマークのうち、1つのマークを単独で使うことも可能。